

第2編 旅客営業

第1章 通則

(特急料金等を収受する列車の表示)

第12条 特急料金等を収受する列車には、旅客の見易い箇所に相当の表示を行なう。

(乗車券類の購入および所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、別段の定めのある場合を除いてその乗車する車両に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客、または係員の承諾を受けて乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後、ただちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(キロ程)

第14条 旅客運賃・料金の計算その他の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる区間については、表中に示したキロ程による。

区 間	キ ロ 程
伊 勢 崎 線	Km
曳 舟・押 上 間	1. 3
小 泉 線	
館 林・成 島 間	2. 6
成 島・本中野 間	4. 2

区 間	キ ロ 程
小 泉 線	Km
本中野・篠塚間	2.4
篠塚・東小泉間	1.8
東小泉・竜舞間	4.4
竜舞・太田間	4.7

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行なう。

第16条 削除

(とうきょうスカイツリー・曳舟間、押上・曳舟間に対する取扱い)

第16条の2 とうきょうスカイツリー・曳舟間および押上・曳舟間は同一の線路として取扱う。

第17条 削除